

## 秋田県リモートワーク活用立地誘発事業運営業務 公募型企画提案競技実施要領

### 1 趣旨

本要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施するリモートワーク活用立地誘発事業運営業務（以下「本業務」という。）の委託に際し、公募型企画提案競技方式により優れた提案及び能力を有し、最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

秋田県リモートワーク活用立地誘発事業運営業務

#### (2) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」による

#### (3) 委託予定期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

#### (4) 委託費上限額

2, 435, 400円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 企画提案競技により受託候補者を特定する理由及び企画提案競技の方法

価格のみによる競争では、業務の遂行に必要な技能を有し、優れた提案を行う事業者を受託候補者として特定することが困難であることから、企画提案競技を採用するものである。

また、多くの事業者から提案を受け、より優れた事業者を特定するため、企画提案競技の方法は公募型とする。

### 4 実施スケジュール

①公募開始（公告日）	令和5年5月22日（月）
②質問書の提出締切	令和5年5月29日（月）午後5時
③質問書に対する回答	令和5年5月31日（水）まで
④参加申込書の提出締切	令和5年6月2日（金）午後5時
⑤参加資格確認結果通知	令和5年6月5日（月）まで
⑥企画提案書等の提出締切	令和5年6月23日（金）午後5時
⑦プレゼンテーション審査	令和5年6月下旬～7月上旬
⑧審査結果通知	令和5年6月下旬～7月上旬
⑨契約締結	令和5年7月上旬～7月中旬

### 5 参加資格

本業務に係る企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者で、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (3) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出の日から委託候補者の選定をする日までの間に、県からの受注業務に関して指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 秋田県暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

## 6 参加申込方法及び結果の通知

### (1) 提出書類

- ① 企画提案競技参加資格確認申請書（様式1）
- ② 会社概要（様式2）

添付書類 ア 定款、規約又はこれに類するもの  
イ 直近2期分の決算書  
ウ パンフレット、会社案内等の事業概要が分かる資料

### ③ 役員名簿（様式3）

- (2) 提出期間 令和5年5月22日（月）から令和5年6月2日（金）午後5時まで
- (3) 提出方法 秋田県産業集積課（Yuuchi@pref.akita.lg.jp）へ電子メールにて提出
- (4) 確認結果 令和5年6月5日（月）に電子メールにて通知する。

### (5) 留意事項

- ① 提出時のメールの件名は「公募型企画提案競技の参加資格確認申請について」とすること。
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を取り消す。
- ③ 提出期限を過ぎた場合は、書類の受理は行わない。
- ④ 参加資格確認申請後に参加資格の要件を満たさなくなった場合は、この参加資格を喪失する。
- ⑤ 参加資格確認申請後に参加を辞退する場合は、速やかに事務局に連絡すること。

## 7 質問の受付及び回答

- (1) 質問方法 質問書（様式4）に質問内容を記載のうえ、秋田県産業集積課（Yuuchi@pref.akita.lg.jp）へ電子メールにて提出。

- (2) 受付期間 令和5年5月22日（月）から令和5年5月29日（月）午後5時まで

### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は一括して回答書に取りまとめ、令和5年5月31日（水）までに秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」内「電子入札・入札・コンペ（コンペ情報）」及び「産業集積課」ページに掲載する。

なお、質問書を提出した事業者への回答は、個別には行わない。

### (4) 留意事項

- ① 提出時のメールの件名は「公募型企画提案競技に係る質疑」とすること。
- ② 評価等に影響を及ぼす恐れがある質問（参加事業者数、参加事業者名、審査委員等）についての質問は受け付けない。
- ③ 定められた様式以外での質問は受け付けない。
- ④ 電子メール以外での質問は受け付けない。
- ⑤ 寄せられた質問の回答については、必要に応じて本実施要領への追加又は修正事項として取り扱うものとする。

## 8 提案方法等

### (1) 提出書類

#### ① 企画提案書（様式5）

- ・サイズはA4判とし、別紙「企画提案書作成要領」参照のうえ、表紙を除き20ページ以内で作成すること。
- ・原則PDFファイルにて提出すること。

#### ② 参考見積書（任意様式）

- ・業務遂行に必要となる全ての作業項目及び経費の額を積み上げて作成すること。
- ・委託費上限額を超えた場合には、選定しない。

(2) 提出期間 令和5年6月6日（火）から令和5年6月23日（金）午後5時まで

(3) 提出方法 秋田県産業集積課（Yuuchi@pref.akita.lg.jp）へ電子メールにて提出。

※30MBを超える場合、セキュリティの都合によりファイルが受信できないため、大容量ファイル送付サービス等を使用して送付すること。

### (4) 留意事項

- ① 提出時のメールの件名は「企画提案書の提出について」とすること。
- ② 提出期限を過ぎた場合は、参加を辞退したものとみなす。
- ③ 提出できる企画提案書は、1者1案とする。
- ④ 提出された書類は返却しない。また、提出された書類の訂正・差し替え及び撤回は認めない。

## 9 審査

本企画提案競技については、秋田県リモートワーク活用立地誘発事業運営業務企画提案競技審査委員会が別に定める「秋田県リモートワーク活用立地誘発事業運営業務事業者評価基準」に基づき評価を行い、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる提案者を選定する。

なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

### (1) 審査方法

審査は、プレゼンテーション及び事業者へのヒアリングによって行い、非公開とする。また、審査の順番は、参加申込書の受付順とする。

### (2) プレゼンテーションについて

- ①実施日 令和5年6月下旬～7月上旬 ※日時については、改めて通知する。
- ②実施場所 秋田県庁第二庁舎 3階 31会議室  
※ただし、事業所が秋田県内に無い等、実地でのプレゼンテーションが困難であると認められる場合には、WEB会議方式とする。
- ③出席者 1者3名以内とする。
- ④持ち時間 1者あたり説明を15分、ヒアリングを10分以内とする。
- ⑤説明資料等 提案内容の説明は、提出済みの提案資料に記載した内容の範囲内で行うものとし、追加の資料等は認めない。ただし、ヒアリングにおいて質問に回答するために、詳細あるいは補足的に説明することは妨げない。
- ⑥貸出物品 机、椅子、電源、モニター、HDMIケーブルについては、県で用意する。それ以外のプレゼンテーションに必要な物品は、事業者の負担において用意すること。
- ⑦その他 事業者が通知された時間までに参集しなかった場合には、審査に参加する意思がないものとみなし、評価の対象から除外する。

### (3) 審査結果の通知

審査の結果については、参加事業者全員に通知するとともに、ホームページで公表する。また、公表する内容については、次のとおりとする。ただし、最優秀提案者とならなかった事業者（以下「非選定者」という。）については、得点のみ公表するものとし、その名称、所在地及び代表者名は公表しない。

- ① 提案書を提出した事業者数
- ② 最優秀提案者の名称、所在地及び代表者名
- ③ 最優秀提案者及び非選定者の得点

### (4) 失格事項

次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- ① 「5 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ③ 本実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法その他条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査委員会の委員に直接又は間接に連絡を求めた場合
- ⑤ 審査の公平性に影響を与える不誠実な行為があったと認められる場合
- ⑥ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為が発覚した場合
- ⑦ 他の企画提案競技参加者と参加意思及び提案内容について相談を行った場合
- ⑧ その他審査委員会または県が不適格と認めた場合

## 10 契約に関する事項

### (1) 契約の方法

最優秀提案者選定後、契約交渉権者として契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約締結の手続きを行うものとする。

ただし、最優秀提案者が前条第4項の失格事項に該当すると認められる場合には、優秀提案者を契約交渉権者とする。

また、契約の際には、契約交渉権者は改めて見積書を提出するものとし、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項2号の規定により随意契約を締結する。

## (2) 契約保証金

本業務の受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号、以下「規則」という。）第177条第1項に基づき、契約額の10分の1以上に相当する額を契約保証金として納付する必要がある。

ただし、規則第178条の規定に該当する場合は、この保証金の納付を免除する。

なお、受託者が納付した契約保証金は、規則第179条の規定により還付する。

## 11 公正な企画提案競技の確保

企画提案競技参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめる場合がある。

## 12 その他

- (1) 企画提案競技参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属するが、提出された書類は返却しない。
- (2) 企画提案及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提案内容に含まれる著作権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、企画提案競技参加者が負うものとする。
- (4) 企画提案競技参加者が本企画提案に要する費用は、参加者が負担するものとする。
- (5) 本件企画提案に参加するに当たって得られた情報について、参加者は守秘義務を負うものとする。

## 13 事務局

秋田県産業労働部産業集積課立地推進チーム

住 所 〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号（秋田県庁第二庁舎3階）

電 話 018-860-2251 F A X 018-860-3869

E-Mail Yuuchi@pref.akita.lg.jp

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年5月22日から施行する。

(失効)

- 2 この要領は、本業務委託契約締結の日をもって、その効力を失う。